

1 1月定例教育委員会議事録

平成22年11月16日(火) 10:00～

委員長 ただいまから平成22年11月定例教育委員会を開会します。宜しく申し上げます。教育総務課長から、日程説明をお願いします。

1 日程説明 教育総務課長

教育総務課長 お手元の日程表をご覧くださいと思います。まず教育長から一般報告がございます。続きまして、議事と致しまして議案第1号、鳥取県教育審議会委員兼社会教育委員の任命について、他3件、報告事項と致しまして、報告事項ア、平成23年度鳥取県立高等学校入学者選抜実施要項及び鳥取県立特別支援学校募集要項について、他5件でございます。宜しくお願い致します。

委員長 では教育長から、一般報告をお願いします。

2 一般報告 教育長

教育長 はい、そうしますと前回の教育委員会以降行いました行事等について、ご報告を申し上げます。

11月1日、鳥取県国公立幼稚園の園長さんとの意見交換を行いました。幼保一体化という議論がある中で幼稚園教育のあり方、今後の見通し等について意見を交わしました。園長さん達のこの幼稚園教育にかける思いがよく伝わって参りました。

それから11月2日には西部教育局の指導主事と意見交換を行いました。西部地区を中心に学校現場に出ている指導主事がどのような問題を捉えて認識しているのか。そしてその中で予算に反映できるものがないのかと、現場主義という観点から議論を行いました。非常に良かったと思います。

それから11月2日でありますけれども、鳥取県口蹄疫対策本部会議の図上訓練が行われました。琴浦町で午前8時半に口蹄疫が発生したという前提で訓練が始まりましたけれども、中部総合事務所とテレビ回線につながってやりました。この発生場所から半径10キロ圏内に倉吉農業高校の牛や豚がたくさんおりますし、それから近くには東伯小学校とか中学校がございますので、通学路をどう確保するのかなというようなこともあったと思いますけれども、この中で知事のほうからは8時半に発生していると。症状を県に送って、国に送って、国の判定があってから確定するわけですが、なぜその8時に発生しながら本部会議の開催が2時なのかと。県にも専門家がいるわけだから、その県の段階で疑わしいと分かったらすぐそこで開催すべきではないかというような意見がございました。そういうことを踏まえながらまた次の対策が練られるというふうに思います。

それから11月5日、市町村教育行政連絡協議会を市町村の教育長さん方にお集まり頂きまして意見交換を致しました。今年度はまだ予算要求の前ということですので、市町村のお考えをお聞きしたり致しましたけれども、教育委員会としてボランティアを導入した教育がもう少し市町村の義務教育段階でできないものかというようなことで、学びと指導の鳥取方式という形を提案しました。あわせて福井県の取組みをスライドと共に紹介致しまして意見交換をしましたがけれども、とても充実した会でありました。市町村の教育長さんとの共通理解ができたというように思っております。

11月7日から9日にかけて、江原道教育長との今後の交流を巡って意見交換をするために職員を派遣しました。非常に前向きな方向、こちらの立場もしっかり伝えてご理解を頂き、来年度の交流に向けてやっていこうということになりました。特に江原道のほうからは高校生フォーラム

のような形でもう少し一歩突っ込んだ交流をやっていこうというようなご意見もございました。

それから11月8日は都道府県教育委員会連合会の第2部会の第2回研究会がありました。私、鳥取県は第2部会、社会教育の分野に入っておりまして、このときには学校支援地域本部の取組みについて議論を致しました。この学校教育を担当する課と社会教育を担当する課が一緒になって取り組んでいるところの都道府県ではかなり学校支援地域本部が設置されているようでありますし、社会教育サイドのみでの取組みのところはアプローチが弱いというようなことでありました。ただ来年度から国の予算がかなり削減される様子でありますので、これを機にやめようという県も8県ぐらいあったようでございますけれども、本県と致しましてはいかにその地域の力を期待しながら学校教育につなげていくのか、力をお借りするのかという観点でありますので、これと鳥取県が進めようとするボランティア導入をどういうふうに融合させていくのかというあたりが今後の課題になるというふうに思います。

11月10日には連合婦人会の座談会がありました。早いもので来年新春の新春対談記事だということでございますけれども、これからの鳥取県教育ということで意見交換をしまして、私のほうからは地域の力をお借りしながらボランティア等を大切にして学校教育を充実させていきたいというふうなことを話させて頂きました。

11月10日には県立学校長会がございました。専攻科を巡る経緯をご説明し、この学力向上に向けて新たなステージになってきたと。従来の学力向上ではなくて根本的な構造改革が必要だろうと、そういう面で管理職の意識改革も果たしたいという話を致しました。

それから11月11日には、学力向上にかかるベネッセとの意見交換というのを行いました。ベネッセはご承知のとおり模試を行っておりまして、鳥取県の担当者もよく状況を把握しております。今回、県立学校長会の代表の方ということで、校長会の9名の方と我われ職員とがデータを元にしながらか分析を致しました。そのデータを一体的に見る中で、やはり構造的に1年から2年になる中で数学や英語が落ちている学校とか、あるいは上がっている学校とかありました。そういう課題を自分の学校だけではなくてお互い県全体の問題と捉えながら、どうメスを入れていくのか。あるいは学力向上検討委員会を設置して、もっと根本的に対策を練ろうではないかと、校長会とタイアップという形でお互いの取組みの方向性が共通理解できたというように思っております。

11月13日には日本PTA中国ブロック研究大会鳥取県米子大会がございまして、コンベンションホールで約2000人を超える方々がご参加になりました。私も挨拶をさせて頂きましたけれども、この中ではピサ、国際学習到達度調査の中で特に自由記述、その答えを求めるに至った理由とかその考え方を説明する問題で、日本が極立って無答率が高いということに触れながら考える力、あるいはじっくり粘って取り組む力、それが落ちているのではないかと。そういう力というのはこの21世紀に必要な力であるし育っていかなくてはいけない部分だろうと。そういうところはやっぱり学校と家庭とか一緒にやりながらやっていきたいと思いますという形でお話を致しました。

それから昨日でありますけれども、昨日、青谷高校とそれから倉吉東高校、そして青谷上寺地遺跡の現地事務所を訪問致しました。さらに昨日は県の副校長会、教頭会がございました。その中でも校長会と同じように管理職としての学力向上に向けた意識改革をお願いしたいというお話を致しました。

なお本日でありますけれども、教育次長が現在、国会議員との意見交換、来年度の予算におきまして東京で対応しております。予算要求で少人数学級を中心にお話をさせて頂くということです。以上でございます。

委員長 ありがとうございます。

では議題に入ります。本日の署名委員さんは岩田委員さんと中島委員さんをお願いしたいと思います。それでは議案第1号についてですが、人事に関する案件ですのでこの議事については非公開にしたいと思いますがいかがでしょうか。それではそのように取扱いを致しますので、これより非

公開と致します。

3 議事

[非公開]

議案第 1 号 鳥取県教育審議会委員兼社会教育委員の任命について

委員長 それでは議案第 2 号について説明してください。

[公開]

議案第 2 号 平成 22 年度末公立学校教職員人事異動方針について
特別支援教育課長 説明

特別支援教育課長 議案第 2 号、平成 22 年度末公立学校教職員人事異動方針についてでございます。おはぐり頂きまして、特に大きく変わったところだけをお伝えしたいと思いますが、まず、ここに書いてございます 7 点のうちの 2 点目でございます。「優れた識見と指導力を備え、幅広い勤務経験を有する人材を管理職に登用するとともに、若手の登用に努める」ということございまして、昨年度と違いましてそこに「幅広い勤務経験を有する人材」という形で付け加えました。このことはやはり地教委間の人事異動はなかなか難しいということございまして、地教委間、あるいは校種間をまたいで幅広い経験をした人を管理職に登用したいということで、昨年の方針に付け加えまして幅広い勤務経験を有するという形でそこに入れ込んだところでございます。

それからもう 1 点は、3 にございますように地域間、あるいは学校間の格差が生じないようにするとともに、次でございますが、「全県的な学力向上の取組みを推進するため、幅広い人事交流と校種間の交流を行い、教職員の適正な配置に努める」ということで、特に学力向上を進めるためにこれにつきましても校種間、いわゆる中・高、あるいは小・中の間の校種間交流を進めて学力向上に推進したいということで付け加えさせて頂いております。以下は昨年と同じ方針でございます。

また続きまして 2 ページは、県立学校の人事異動の取扱要領でございまして、先ほどの方針に基づいてということですが、こちらの方は従来と変わっておりません。

またはぐって頂きまして、今度は 4 ページ目、こちらのほうは市町村の市町村立、あるいは学校組合立の小・中学校、特別支援学校の人事異動の取扱要領でございまして、こちらの方も昨年と変わっておりませんが、1 点ございます。5 ページをはぐって頂きまして、(2) 事務職員及び学校栄養職員の人事についてでございます。こちらの方が昨年は事務職員、栄養教諭及びというふうに栄養教諭の方を記載しておりましたけれども、やっぱり栄養教諭もいわゆる教員であるということで、教員人事に含めたほうが適切ではないかということで、こちらの方を落としております。

そうしますと新旧対照表が 6 ページの方に記載してございまして、そちらの方が先ほど説明しました 21 年度末、22 年度末の違ったところを掲載しているところでございます。以上でございます。

委員長 はい。ご質問等がございましたら願致します。

委員 先ほどの異動方針の 2 番、今年度新たに加わった幅広い勤務経験を有する人材ということで校種間等の経験があるということが入ってきたわけですが、今までの先生方にはそういう校種間を経験する機会というのはあったのかどうかということですが、ここに至って一つの校種だけで勤務してこられたという例もかなりあるのではないかと思うんですが、どうでしょうか、そのへんは。

特別支援教育課長 そうですね。2 番目につきましては、特に重きは校種間というより地教委間をまたぐ方を強く打ち出したいという考えでございまして、なかなか校種間を越えて管理職というの

はこれまでもちょっとないかもしれませんが。

小中学校課長 ちょっと補足をさせていただきますと、お尋ねの校種間につきましては、実際には例えば中学校から高校へ異動した人はございます。それから県立の特別支援学校と小・中学校間はかなり多く校種間の交流は行っております。ただもう少し校種間ということでは3番のところはその趣旨なんですけれども、先ほどの説明にもありましたように小、中、高通じての総合的な学力向上ということでその推進のためにはもう少し小・中・高間の人事異動を促進するというところを指しているところをございまして、あと予算について補足しますと、市町村間の人事交流のみならず、例えば県及び市町村の教育委員会の事務局ですとか、あるいは県内でも附属学校、あるいは県外でも兵教大の附属などとも人事交流を行っておりますし、そうした多様な幅広い勤務経験ということも含めてその中に入れておるということです。

委員長 3番の地域間・学校間の格差というのは、これは学力という意味の格差と捉えていいんでしょうか。

特別支援教育課長 学力だけでなく、先生方の力量ですね。そういったことがひいては子ども達の学力につながるわけなんですけれども。

委員長 それと保健の先生、養護教諭ですけれども、正規の先生じゃない方がたくさんいらっしゃいますよね。1年でよく代わられますよね、基本的に代わりますよね。学校で取組みをする時には2年・3年という長期の取組みをやはりしている学校も多いんじゃないかと思うんですが、それが例えば志半ばで1年で代わるっていうのは、その先生にとっても達成感というのもないんだろうし、子ども達もその先生の下で一生懸命取組みをしているっていうのがなんか途中で途切れるっていうのはどうだろうってちょっと以前から私は思っていたんですが、そのへんの配慮っていうのはできないものでしょうかね。

小中学校課長 はい、養護教諭につきましては1年で代わるっていうのはたぶん臨時的任用の養護助教諭だと思います。養護助教諭の場合には1人職種でございますので、全県での定数が非常に限られておりまして、特に昨今の小学校の統廃合の計画が次々とある中で一定数は、定数管理上、正規採用ではなくて臨時的任用の養護助教諭で補っておかなくては定数が過員になるということが生じますので、そういった計画のもとに配置をしております。今、委員長さんがおっしゃられること非常に我々もつらいところなんですけれども、致し方なくそういうふうにさせていただきますと思っています。

委員 今さらながら基本のことなんですけど、方針の意味合いと取扱要領の意味合いっていか拘束力、どんなふうに考えていますか。

特別支援教育課長 異動方針のほうは、大きく県の人事異動を左右するのですが、方向性を示すものでありまして、取扱要領はそれに基づきましてやや具体的に定めたものです。

委員 拘束力はどうでしょうか。基本的にはこれに沿って行うという、そういう姿勢でいいんですか。

特別支援教育課長 そうですね。

委員長 何かございますでしょうか。宜しいですか。

教育長 2番の方は、幅広い勤務経験を有する人材というのを今年入れたわけなんですけれども、前々から大事なことです。同一市町村にずっといるという方だけじゃなくもっと交流をして体験を積んだ人とか、あるいは行政の方でも事務局にいたり学校に出たり、もう少し流動性を高めていくということが大事だと思いますし、3番につきましては全県的な学力向上っていうのは、これは今、我々が議論しているひとつの大きな方向性の柱になりますので、そうした意識をもってこの人事も検討していく必要があるんじゃないかというところで、新しい理念を打ち出したというところでもあります。

委員 2番なんか本当に大事なことだと思うんですが、じゃあ今年度のことを考えたら今まで経

験がなかった方もあるではないかなっていうことをちょっと感じたんですけどね。今後についてはこういう方針は大事なことだと思います。現実には地教委間のことでいびつなことがある例があるのですよね。地教委があるバリアがあるというようなこともあって感じることもありましたので、今、方針としてこういうことを打ち出して頂くことは大事なことじゃないかなと思います。

教育長 このあたり地教委の教育長さんとも思いは同じだと思いますので、共通理解を図りながら進めていきたいなと思います。

委員長 宜しいでしょうか。では原案のとおりとさせていただきます。議案第3号について、説明をお願い致します。

[公開]

議案第3号 県立高等学校専攻科について
参事監兼高等学校課長 説明

参事監兼高等学校課長 県立高等学校専攻科についてでございます。専攻科の存廃については10数年に亘って議論してきたところであります。県教育委員会としましては、いつまでも専攻科を存続させるということではなく、期間を切ってソフトランディングさせていくという方向で検討しているところであります。さっきの9月定例県議会において専攻科の存続を求める鳥取県高等学校PTA連合会からの陳情が不採択とされ、あわせて高等学校3年間で生徒が目指す進路を実現できる学力向上対策の検討を求める県立高等学校の教育のあり方に関する決議がなされました。この県議会の決議を契機として、学力向上対策の更なる充実を図り、学力の全体的な底上げと上位層を更に伸ばす教育の実現を目指し、倉吉東高等学校、米子東高等学校の専攻科が平成24年度末をもって廃止したいと考えます。また24年度末をもって専攻科を廃止することから、平成21年11月に鳥取県高等学校PTA連合会から提出された陳情についても不採択としたいと思っております。専攻科の廃止の件、陳情不採択の件についてご審議をお願いいたします。以上です。

委員長 ありがとうございます。この件につきまして、ご意見ご質問等がございましたらお願いいたします。

委員 今、説明がありましたように、教育委員会としては廃止という方向は前から打ち出していたわけで、要はその時期をいつに考えるかということと、現在の状況で今日に至ったということと、どこかでけじめという意味では、24年度末というのを1つのソフトランディングの地点にするというのは一応の方向ではないかと思っております。ただその環境整備を良くしていくということが、非常に求められるんじゃないかと思っております。以上です。

教育長 この件につきましてはね、6月の議会でその今後の見通しをどうするのかということがありましたので、はじめてその時にソフトランディングという言葉を使いました。陳情をされたPTAの方々も当分の間とおっしゃっているのも、そのいつまでもあると思っていらっしゃるのではないはずだと。いつかはソフトランディングをさせなきゃいけない時期がくるということをお答えしたわけですが、今度の9月の議会で議員から代表質問の形で、じゃあその見通しはどのようなかということがありました。そこで私は1つにはこのなくなることによって生じる混乱を少しは避けたいという意味での、ある意味での激変緩和という意味での一定の間必要だということと、それから専攻科がなくなった後、その学力問題をどうするかということで、高校の学力向上に対してのある程度プロジェクトを立てて取組んでいく。それからまたもう少し幅広い視点で義務教育段階からの力をどう付けていくのかというトータルなことを考えていくには少なくとも3年程度いるのじゃないかというお話をしておりました。また今度は議員のご質問にですね、教育委員長でありますけれども覚悟を持って取組むということで、もう対外的にも教育委員会も覚悟を持ってこの決断するというのを公言して参りましたので、ちょうどいいタイミングかなというふうに思ってお

ります。学校の方に意見を聞いてみましても覚悟を決めてもう次の段階に取り組みを始めておりますので、これを1つの転機として我々も新たなステージにいたいというふうに思っております。

委員 この件は今まで審議をつくして、教育長さんからは高校側のそういう姿勢というのを伺っておりますし、ここで決断、宜しいと思います。

委員長 2年間というのは非常に短いという気はするのですが、高校側が高校の校長先生方がそういう決意を持っておられたらありがたいことだと思います。やはり小学校・中学校から底上げするのはなかなか会って協議をするというのも時間的に難しいというようなこともあるでしょうし、それを言ってもいつまでたっても学力の底上げという意味ではなかなかできないと思いますので、無理をしてでもとにかく小学校・中学校との連携も強めていってほしいというふうに思いました。

委員 2年間って短い感じがするけど我々かなり前からこれ決めていたわけですからね、ただその時期をどうするかというので、今から見れば2年間、前からどういう時期をとというのは探していたわけですから、そういう意味ではかなり長い助走期間はあったと思います。

教育長 校長先生方もこれを機会に変わっていかなくちゃいけないというのは強くお持ちですし、我々も校長会と連携して取組んでいく必要があると思っています。

委員長 宜しいでしょうか。

委員 経済的な、若干、その授業料が高くなって、それについてのケアというのは何かあるのでしたっけ。

教育長 そうですね、2年間ということになればその現状でお願いしたいなと思いますし、なくなると分かっているものに対してね、更に上げることはどうかなというのは思いますので。減免はこれでいきます。

委員 要するに現状だと私立の予備校に通うと10万円くらい余計に学費がかかるということになるわけじゃないですか。その部分でのその貸付みたいなことはあるのでしたっけ。

教育長 県立の子どもがということですか。

委員 卒業した後のことですね。

教育長 予備校に行く場合ですか。予備校に行く場合の貸付はないです。奨学金の対象にはならないですね。

人権教育課長 はい。私どもの利子補給の制度がございましてですね、ですから教育ローンを組んでまたよそに通うとか予備校に通うという時の、利子について補てんするという制度がございまして。それは鳥取東高校の専攻科を廃止したときに対象にしましたので、予備校も対象にしました。

教育長 奨学金は予備校の対象ではないよね。

人権教育課長 奨学金は対象になりませんので。あくまで教育ローンの利子補給です。

委員長 宜しいでしょうか。それでは意見はないようですので、議案の通りとさせていただきます。議案第4号について説明をお願いします。

[公開]

議案第4号 鳥取県文化財保護審議会への諮問について
文化財課長 説明

文化財課長 はい。議案第4号、鳥取県文化財保護審議会への諮問について、お願い致します。今回、諮問致しますのは、記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財として、弓浜半島を中心として行われておりますトンドを選択譲渡するものでございます。無形文化財の保護体系として、指定と選択の2種類がございます。指定は特に重要なものを指定して保護を図るようなもので

ございますし、選択は現段階ではまだ指定までいきませんが、保護を必要とするものについて、記録作成などの措置を講ずるものでございまして、更に調査を進めることにより特に重要な文化財ということになりますと指定に向かうということになります。今回の選定は無形文化財としては県内初となります。弓浜半島のトンドでございますけれども、境港や米子市などに広く分布する小正月の火祭り行事でございます。日本の古い祭祀形態を示しておりまして、歳徳神信仰のあり方を考える上で興味深く、貴重な無形文化財でございます。ご審議の程宜しくお願い致します。

委員長 はい。議案の第4号につきましてご意見等ありましたらお願い致します。宜しいですか。では原案の通りと致します。

続いて報告事項に移ります。報告事項のアについて、説明お願い致します。

[公開]

報告事項ア 平成23年度鳥取県立高等学校入学者選抜実施要項及び鳥取県立特別支援学校募集要項について
参事監兼高等学校課長 説明

参事監兼高等学校課長 平成23年度鳥取県立高等学校入学者選抜実施要項及び鳥取県立特別支援学校募集要項についてでございます。日程はご覧のとおりで、推薦入試、一般入試、再募集というふうに行っていきたいということです。それから主な変更点でございますが、この5月の定例教育委員会で協議して頂いた入学者選抜方針に基づいて変えているものでございます。特に配慮事項についてより丁寧なところが大きな変更点かなと思っております。特別支援の方についてはお願いします。

特別支援教育課長 では特別支援の新旧の対照表をご覧下さい。まず大きく変わっていますのは障がいという表記を全てひらがなで「障がい」としたということでございます。それから2点目は返信用封筒の取扱い、各校まちまちになっておりましたので、県立高等学校と同様に簡易書留速達という扱いに致しました。それから3点目は消印の有効につきましても、これも統一するというところで2月16日の消印があるものに限ると、ただし書留とするというふうに変えました。それから4点目が受検時の配慮事項で、記入方法が分かりにくいという声があったので、これにつきましても配慮事項は別に枠を設けましてそちらの方に希望者が記入するというふうに致しました。それから鳥取盲学校の方は、学校の認定変更によりまして時間を早めるというところでございます。以上でございます。

委員長 いかがでしょうか。何かございますか。宜しいですか。はい、それでは報告事項のイ、説明お願い致します。

[公開]

報告事項イ 平成22年度優良PTA文部科学大臣表彰について
家庭・地域教育課長 説明

家庭・地域教育課長 失礼します。平成22年度優良PTA文部科学大臣表彰について、ご報告させていただきます。家庭・地域教育課です。この度、優良PTA文部科学大臣表彰ということで鳥取市立用瀬小学校PTA、北栄町立大栄中学校PTA、鳥取県立皆生養護学校PTAの3校が表彰されました。用瀬小学校PTAにつきましては、食育教育や環境教育に熱心に取り組んでいるところでございますが、例えば地域との連携においてノーテレビカレンダーを地域全戸に配布するとか、あいさつ運動を地域で取組むとか、基本的な生活習慣の定着について地域ぐるみで取組み成果を上げたというものでございます。大栄中学校PTAにつきましては、特色ある取組みとしましては人権学

習でございますが、通常、学校の子どもたちだけの人権同和学習を公開学習で参観してもらおうというのはよくある例なんです、その公開学習前にその狙いなどを保護者研修会を開いて保護者に伝えて、その参観後にまた家で親子でそのことについて話し合ってもらおうというようなことをしておられまして、非常に特色ある取組みをしておられます。それから皆生養護学校PTAでございますが、やはり大きな問題であります就労・進路のことにつきましてPTA、学校、それとPTAのOBの方とか地域の方を巻き込んで非常に子どもたちの自立に向けた取組みが積極的になされているところでございます。また保護者同士の情報交換、あるいは心のケアという面で非常にPTAが積極的に取り組んでおりまして、交換ノートであるとか茶話会とかそういう保護者同士の交流も深めているというところでございます。表彰式は11月26日に東京でございます、こちらについての解禁が11月19日になっておりますのでご了承ください。以上でございます。

委員長 ありがとうございます。質問等はございますでしょうか。

委員 はい、質問ですけど、ここに挙がっている小学校とか中学校とか、PTAのいろんな講習会、いろんな研修会をなさっているときに保護者の参加率ですね。今、なかなか保護者が集まらないというのがあちこちの悩みなんです、それぞれがどれくらいの参加率を出しておられるかというのを、後でいいですが。

家庭・地域教育課長 はい、分かりました。今のところ分かる範囲で申し上げますと、中学校につきましては学年部主催の講演会、講演会というのはあまり出られない方が確かに多いんですけど5割近くが参加していらっしゃるというのを聞いております。はい、5割。

委員 合わせてお父さんの参加率は。

家庭・地域教育課長 お父さんはちょっとわかりませんので、また後でご報告させていただきます。

委員 PTAのこういった活動を熱心にやっておられるところがあるんですが、結局、人が集まらないというのがネックになるので、そのへんをどうやって苦勞し努力なさせて集めておられるか、いろんないい研修を企画されても集まらないと、ということになりますので。よその参考になるような例があれば、これをまたお知らせすればいいことだと思いますのでお願いします。

委員長 はい。では報告事項のウについて、説明をお願いします。

[公開]

報告事項ウ 平成22年度地域文化功勞者文部科学大臣表彰について
文化財課長 説明

文化財課長 報告事項ウ、平成22年度地域文化功勞者文部科学大臣表彰について報告します。おはぐりください。こちらの表彰でございますけれども、文化財の保護等で地域文化の振興に功績のあった個人や団体を表彰するものでございます。今回、表彰されますのは野津龍氏でございます。ご専門の民族学の教育・研究に努めてこられまして、昭和55年から平成20年2月まで28年の長きに亘り県の文化財保護審議会委員を務めて頂きました。長年、民族文化財についての調査、研究に精力的に取り組まれ、聖神社の御幸行列をはじめ県内に伝わる数多くの祭礼行事や民族芸能の県指定にご尽力を頂きました。表彰は11月9日に東京で行われております。なお、この野津氏以外に文化観光局が推薦しておりました元米子市山陰歴史館館長の杉本良巳氏も同時に表彰されております。以上でございます。

委員長 ありがとうございます。いいですか。

では報告事項エについて説明をお願いします。

[公開]

報告事項エ 「生誕100年 彫刻家 辻晉堂展」の開催について

博物館長 説明

博物館長 はい、報告事項工ということで「生誕100年 彫刻家 辻晉堂展」の開催について報告します。今さらというか、言わずもがな本県出身、本県の日野郡の旧二部村の出身の彫刻家ということで日本を代表する彫刻家ですけれども、ちょうど今年が生誕100年ということでメモリアルな年、27年ぶりの大きな回顧展という形で開催したいと思います。11月の27日からということで、主催はうちとそれから読売新聞社さん、ならびに全国の美術館連絡協議会の3者で開催ということにしております。

辻晉堂ですけれども、チラシのこの表紙を飾っておりますけれども、いわゆる陶彫という形で、焼き物ですね、陶器を作る粘土といいますが、陶土をこねて作ってそれを最終的に釜で焼いて仕上げるといったような、そういう独特の手法で日本を代表する作家ということですが、これ表紙は時計というタイトルなんですけれどもいわれてみればそうなんかなという雰囲気ですけれども。全体120点の作品を展示して見て頂こうかなと思っています。うちの学芸員がだいたい3つに構成を分けておまして、初期、中期、後期。初期はポエジーの彫刻ということで、チラシの裏の例えば上のほうで1番、2番あたり、これが初期の作品。いわゆる具象ですね、そういう作風で若い頃、作っておられた。それから中期ということでうちの学芸員、パッションの彫刻と言いますが、先程の陶彫といったような手法を主体とした作品を展示しているということで、このチラシでいけば3番、4番、5番、6番あたりで抽象的な作品になります。特に3番、4番は日本を代表してビエンナーレに出品した作品で「沈黙」、あるいは「寒山」そういった作品もたくさん出品していくことにしております。それから3番目といいますが後期のほうですけれども、これ番号で言いますとチラシの8番とか9番で、辻晉堂さんご本人は粘土細工だと言っておられたということですが、非常にユーモアある作風というか、小さいものですが非常に興味を注がれるようなそういった作品もあわせて展示していきたいと思っています。

もともと辻晉堂さん、ユーモアの感覚、非常にたくさん持っておられたということで、例えばちょっとこれを見て頂ければと思いますけど、これはポスターのほうのデザインに使っておる作品なんですけれども、これも抽象的な作品ではありますが何か多分これを見られて思われる、あっ、あれじゃないのと思われるものがあるかと思えます。おばけのQ太郎なんですけれども、1960年代、テレビでおばけのQ太郎といって一世を風靡して社会現象ぐらいになった、それを後で非常に意識して作っておられる。これタイトルが非化Qといって、非は非科学的な非で、化は化ける、QはアルファベットのQ太郎のQということで。まあ見て頂くとあっそうだなと、ちょっと毛が3本足りませんけれども、こういったユーモアあふれる作品等も展示していきたいと思っております。

なお、うちの展示が終了後、神奈川県立近代美術館の鎌倉館のほうに巡回する予定ということで、来年の1月29日から展示をしていきたいと思っております。以上でございます。

委員 ポエジー、パッション、ユーモアという分け方がおもしろいですね。

教育長 この120点のうち、県内にあるものは何点ぐらいですか。

博物館長 県内ですか。そうですね、博物館所蔵プラス県内の個人所蔵家で、そうですね、半分以上ぐらいはいきますかね。あと本当、本邦初公開といったようなものもあります。書いておりますけれども、東京国立記念美術館の大作ということでこのチラシの6番ですね、「歩く壁」というこれもおもしろいタイトルなんですけれども、こういった作品も中にあり、よそからのたくさん帰ってきます。

教育長 この、お寺は二部ですか。

博物館長 寺ですか。そう聞いていますけれども。

委員長 是非、皆さん、行きましょう。宜しいでしょうか。

では報告事項オについて、お願いします。

[公開]

報告事項オ 平成22年度体育指導委員功労者表彰について
スポーツ健康教育課長 説明

スポーツ健康教育課長 体育指導委員さんの功労者表彰でございます。はぐって頂きますと、体育指導委員として功績顕著な方を文部科学大臣が表彰するものでございまして、本年度は米子市体育指導委員の遠藤泰三さんということでございます。功績につきましては33年間に亘って体育指導委員を勤めておられまして、市のスポーツ事業の企画・立案・運営等において中心的な役割を果たしておられますし、市の体育指導委員協議会の理事長を8年間、さらに県の理事も6年ということで県や地域のスポーツ振興にも尽力して頂いております。この方につきましては11月25日の岐阜県で行われます全国体育指導委員研究協議会において表彰されるということでございます。報告申し上げます。以上です。

委員長 ありがとうございます。よろしいでしょうか。
報告事項カについて、説明をお願いします。

[公開]

報告事項カ 第3回鳥取西高等学校整備のあり方検討会の結果概要について
教育環境課長 説明

教育環境課長 はい、第3回鳥取西高等学校整備のあり方検討会を11月9日に開催致しましたので、その結果の概要をご報告致します。この日のオブザーバーと致しまして文化庁文化財部記念物課の主任文化財調査官もご出席頂きました。

概要と致しましては、第2回に示した大まかな今後の方向性を踏まえて、課題や問題点を認識しやすくするため具体的な整備方法を提示し意見交換を行わせて頂きました。

私どもが議論を進める上で参考資料としてお示しした具体的な整備方法といたしますのは、まず1つ目が、アリーナを別の場所に建設して、現地で改築しようとする現行案を改正する案。それから耐震改修での3つのパターンをお示し致しました。耐震改修の3つのパターンといたしますのは、耐震改修のみをする場合のものがひとつ。それから耐震改修にあわせましてバリアフリー化するために第3校舎、下の低い所の校地になっている第3校舎の横にエレベーターという4階建までのエレベーターをつけるようなバリアフリー化を目指す、そうしたものを含めた。それから更にそれに加えまして創作交流ホールという、コンサートですとか吹奏学部が部活動などで使用するための創作交流ホール、そうしたものを含めた耐震化の3つの案を含めた、4つをお示し致しまして意見交換をさせて頂きました。

主な意見と致しまして、文化財主任文化財調査官のご意見です。文化庁が現行案を許可できないのは、第2グラウンドにアリーナ建設ができないだけでなく、全体計画の見直しが必要だということである。当初、第2グラウンドは史跡指定地外だったため、建物の一部を移す計画を進めた経緯があるが、発掘調査の結果、絵図で断片的にしか分からなかった礎蔵跡が良好な遺構として表れ、史跡の追加指定をし、一体的に保存・整備すべきと判断するに至った。できるだけ早く本来的な保存管理、整備活用状態に持っていきたいのが文化庁としての考えである。本来、移転が望ましいが、移転地の問題や生徒の安全対策が緊急の課題であることから、選択肢としての耐震改修もありうるが、いずれにしても移転が前提である。全面的な改築は文化庁の許可は不可能である。文化庁としては将来的な移転計画を立て移転してもらいたい。移転は努力目標でないというご説明がございました。

学識経験者のご意見をいくつかご紹介致します。上から2つ目の、全面改築案を文化庁にぶつけるというのも難しいだろうし、今から移転計画を作成すると時間がかかり過ぎるので、とりあえず耐震改修案の中で実現できるものを考えてはどうか。続きましていちばん下の、人の命、安全性が最優先と思うが、耐震改修で許可を得るとしても移転についてもある程度現実的な議論をしていくことが必要だと思う。

それから学校関係者のご意見を2つご紹介致します。まずいちばん上の、県の文化財保護審議会の要望書が出る前と出た後で文化庁の指導が随分変わったように思う。第2グラウンド発掘調査結果で文化庁の見解が劇的に異なってきたのは納得がいかない。地域主権の時代でもあり県と市が共に地域の発展を目指して取組んでいることを文化庁にも理解してほしい。それからいちばん下の、主任文化財調査官は改築案が許可される可能性が否定されたが、文化庁に申請書を提出し不許可理由を明確にし、その中で活路を見出していくべきではないか。

鳥取市からご意見と致しましては、城跡として全体が保存されることに価値があるという文化庁の考え方は理解できる。鳥取市としては、史跡整備計画も活かされる耐震改修でやむを得ないと考える。新聞報道などにもございましたが議論が平行線をたどったということも出されております。もう少し議論が必要なのかなと私どもは考えています。

今後の予定としましては、他県の事例調査、視察。ここで考えておりますのが、史跡から全面的に移転をされました赤穂高校。これは忠臣蔵が有名な赤穂城から移転されたケースです。それから彦根東高校というのが彦根城の中で、耐震改修で移転をしないでまだそこにおられるケース。そういった所を視察してみようかと思っています。それから議員の方からは小田原城というところが同じく史跡の中で存続されているのでそこを見てほしいというご意見もありましたので、そこも行ってみたいと思います。またそうした視察を踏まえまして、より幅広な選択肢を踏まえた整備の方向性を今後さらに検討していきたいというふうに考えております。

委員長 ありがとうございます。ご質問等はございますか。

委員 これ議論を拝見すると4者、文化庁と学識経験者、学校関係者、鳥取市で、学校関係者以外はある程度、その残り3者はそれなりにまとまりつつあるのかなという感じ、印象なんですけど。

教育環境課長 そういった感じではあります。

委員長 他にご意見等ございますでしょうか。

委員 もうちょっと見守るという感じではないでしょうか。

委員 次はいつなんですか。これは。

教育環境課長 視察を年明けぐらいにしたいと思っています。あとでまた日程を考えたいと思います。

委員 おもしろい視察ですね。3つのパターンがあって。まあ要件はいろいろあるんでしょうが。

委員長 しばらく見守るということで宜しいでしょうか。

委員 いま議論してもちょっと。

委員長 以上で議事のほうは終了させていただきます。何かございますでしょうか。それでは本日の定例教育委員会はこれで閉会します。次回は12月21日火曜日、午前10時から開催したいと思いますがいかがでしょうか。宜しいですか。では、以上で本日は日程を終了します。ありがとうございました。

(10:50閉会)